

岩手県花巻市地域おこし協力隊募集要項

岩手県花巻市

1 岩手県花巻市と地域おこし協力隊の紹介

【岩手県花巻市はこんなところ】

岩手県のほぼ中央に位置する花巻市。西に奥羽山脈、東に北上高地が連なり、その間には肥沃な北上盆地が広がる、豊かな自然に恵まれたまちです。

2006年1月1日に花巻市、大迫町、石鳥谷町、東和町が合併し、現在の花巻市が誕生。総面積は908.39 km²で、人口はおよそ9万2千人。岩手県内では、盛岡市、奥州市、一関市に次いで人口が多い都市です。

宮沢賢治や萬鉄五郎など、世界的に知られる先人を輩出し、また高村光太郎や新渡戸稲造ともゆかりが深い花巻は、歴史・文化的な魅力も豊かなまち。ユネスコの無形文化遺産に登録された「早池峰神楽」を始めとする伝統芸能や、京都祇園囃子の流れを汲む「花巻まつり」などの地域文化、日本三大杜氏のひとつ「南部杜氏」、有名ブランドも採用する「ホームスパン」といった伝統の技術まで、世界にも通じる「花巻の魅力」はたくさん。また、岩手県内唯一の空港である「いわて花巻空港」があり東北新幹線や東北自動車道などの高速交通網も充実しています。

【花巻市の地域おこし協力隊】

本市では、2015年より都市圏の意欲ある人材を積極的に受け入れ、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的として、都市地域等から本市に異動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱しています。

本市においては、これまで32名の隊員が地域住民の方々と連携を図りながら、活動に取り組んでまいりました。そのうち現在では、12名の隊員が活動しており、花巻の伝統工芸「成島和紙」の作り手となり、新たな和紙ブランドの立ち上げと商品開発を目指し日々技術の習得や未来への継承を見据え活動をしている者や、高校生等の学習や地域活動の支援や若者の居場所づくりのために、古民家をリノベーションしてユースセンターを整備している者などがおり、隊員の活動内容は無限に広がっております。

今回の募集では、「大迫地域でぶどう栽培技術を磨いて、ぶどう農家として就農」、「中心市街地のエリアマネジメント」、「マルチワークの仕組みづくり」、「ぶどうのポット栽培普

及×地域の魅力発信」及び「フリーミッション（協力隊希望者による提案型）」の5つをテーマとして募集します。

※募集テーマの詳細は、本募集要綱の「2 募集人員・募集テーマ」も併せてご覧ください。

2 募集人員・募集テーマ

(1) 募集人員 各テーマで若干名を募集します。

(2) 募集テーマ

○大迫地域でぶどう栽培技術を磨いて、ぶどう農家として就農【任用型隊員】

将来的な大迫地域でのぶどう農家への就農を目指して、花巻市葡萄が丘研究所にて、専門的な知識、技術を一から学び、地域産業の継承と今後の発展における中心的な役割を担う人材を募集します。

○ぶどうのポット栽培普及×地域の魅力発信（シン2刀流採用！！）【委託型隊員】

全国的に、農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加が課題となってきております。花巻市内のワイナリー「アールペイザンワイナリー」では、そのような課題へのアプローチのひとつとして、令和6年から岩手県内で初めて、ハウス内でのぶどうのポット栽培プロジェクトに取り組んでおります。同プロジェクトに深く携わり、その技術を地域へ普及していく人材を募集します。

また、暮らし・食・アクティビティ等、移住者目線で地域の魅力を発信していただくことを期待しています。

※「ぶどうのポット栽培」又は「地域の魅力発信」のどちらかだけを希望する場合も、ご応募可能です。

○中心市街地（花巻市上町周辺）のエリアマネジメント【委託型隊員】

花巻市においては、リノベーションまちづくりの推進によって、遊休不動産の活用が進みつつあり、その象徴として、花巻市上町にある大人気スポット「マルカンビル大食堂」がある他、デパート跡地に多目的広場が整備され令和5年度からは社会実験により広場や道路を一体的に使用したチャレンジがされています。エリアの公共空間等を一体的に活用し魅力あるエリアにしていくための事業を行い、民間と行政をつなぐことのできる人材を募集します。

○マルチワークの仕組みづくり【任用型隊員、委託型隊員から選択可能】

移住希望者が様々な仕事を体験、経験することのできるサービスや仕組みをつくる人材を募集します。

人口減少に伴う人手不足は、全国的な社会課題として捉えられておりますが、花巻市においては、その対策として、移住希望者が自分に合った仕事を探しやすい環境づくりを目指します。例えば、特定地域づくり事業協同組合の設立・運営等は、その手法のひとつとして考えております。

※特定地域づくり事業協同組合について（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html

〇フリーミッション（協力隊希望者による提案型）【任用型隊員、委託型隊員から選択可能】

花巻でやりたいこと、それが地域課題の解決にどのように寄与していくかをご提案していただきます。

3 応募条件

- (1) 現在、三大都市圏又は地方都市等(過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村)に居住し、委嘱後に住民票を花巻市に異動し居住できる方。ただし、「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者は例外として認める。
- (2) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っている方（性別は問いません）
- (3) 普通自動車運転免許を取得している方(AT限定、採用時に取得見込も可)
- (4) パソコンを日常的に使用し、SNS等により情報発信ができる方
- (5) 活動期間終了後に花巻市に定住し、起業や就業を目指す方

※地方公務員法第16条の欠格事項に該当する方は応募することはできません。

4 勤務地

岩手県花巻市

5 勤務時間

募集テーマや希望に応じて働き方を選択できます。

1. 任用型隊員

週30時間以内（基本は9:00～16:00としますが、その日の勤務内容により、上記以外の時間帯を勤務時間に指定する場合があります。）

2. 委託型隊員

個人事業主として、協力隊業務を請け負うため、勤務時間の定めはありません。

6 身分・任用期間

募集テーマや希望に応じて働き方を選択できます。

1. 任用型隊員

- (1) 花巻市会計年度任用職員として任用します。（地方公務員法の改正によって、パートタイム会計年度任用職員として一会計年度毎の任用となります。）
- (2) 任用期間は、任用開始日から令和8年3月31日までとします。ただし、最大3年を限度に協力隊員として任用します。
なお着任日は、令和7年4月1日以降とします。（応相談）
- (3) 花巻市地域おこし協力隊設置要綱及び花巻市会計年度任用職員の任用に関する規則に準じます。

2. 委託型隊員

個人事業主として協力隊業務を請け負うことを希望する場合、市と隊員本人が、その業務内容の相談や確認、すり合わせ等を行った上で、業務委託契約を締結します。また、委託期間は1年度ごとを基本とします。（例：任期1年目の始期が9月1日である場合、9月1日から翌年の3月31日までを委託期間とします）。

※任用型から委託型への切り替えについて

任用型隊員として着任した場合でも、2年度目以降は自分の目標等に合わせて「引き続き会計年度任用職員（または委託型隊員）として協力隊活動を行う」、「会計年度任用職員から委託型隊員に」など、任期途中においても自分の働き方を選択できます。（例：任用型隊員として、令和7年9月1日に任用され、翌年度から委託型隊員に切り替える場合、令和7年9月1日～令和8年3月31日までは任用型隊員として働き、令和8年4月1日以降に委託型隊員として、働くこととなります。）

なお、協力隊員としての任期は、任用型隊員及び委託型隊員としての期間を合算して最大3年間となります。（例：任用型隊員1年、委託型隊員2年で合計3年間）

7 報酬等

1. 任用型隊員 273,000 円（月額）※期末手当支給なし

月額報酬のほか、勤務地より片道 2 km 以上離れた居住地から通勤する場合、距離に応じて通勤手当（費用弁償）が支給されます。

2. 委託型隊員

原則として、任用型隊員と同額の報酬額及び協力隊としての活動費を合算した金額を予算の範囲内でお支払いします。

※活動内容のすり合わせと活動費の算定を行うため、事前に事業計画等の提出を求めます。

8 待遇・福利厚生

1. 共通事項

(1) 協力隊としての活動期間中の住居は、市と隊員が協議のうえで決定します。

※住居手当支給なし。

(2) 引越しに必要な経費については、各自の負担となります。

2. 任用型隊員

(1) 任用型隊員については、社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険)に加入します。

(2) 任用型隊員としての活動期間中に使用する車両、パソコンについては、市から貸与します。貸与された車両については、業務以外にも使用できるものとしますが、その際は業務以外の利用による走行距離によりガソリン代(1 km あたり 5 円)を負担していただきます。

(3) 任用型隊員については、作業着及び防寒着を貸与します。

3. 委託型隊員

委託型隊員については、個人事業主として業務を請け負うこととなるため、国民健康保険、車両やパソコン等にかかる経費は、ご自身で負担していただきます。

9 休日・休暇

1. 任用型隊員

(1) 原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの間としますが、勤務の都合で休日を振り替えることもあります。

(2) 有給休暇は、勤務年数により、下記の日数です。

※1 年目：10 日（4 月 1 日任用の場合）、2 年目：11 日、3 年目：12 日

(3) 特別休暇は以下のとおりです。

忌引き：5日間（父母、配偶者、子の場合）夏季休暇：7～9月までの間で3日間など。

2. 委託型隊員

個人事業主として、ご自身で休日等を設定することができます。

10 応募手続

(1) 募集期限 令和6年12月20日(金) ※必着

(2) 募集条件

地域との対話と関係性の事前構築を重要視していますので「花巻 cultivate」オンライン交流会またはおためし協力隊ツアーへの1回以上の参加が必要となります。

花巻 cultivate オンライン交流会URL：<https://smout.jp/plans/18479>

(3) 応募方法

専用申し込みフォームに氏名、住所、アドレス、電話番号を記入して仮エントリーしてください。その後、市から別途申込書をお送りしますので、そちらを提出いただき応募手続きが完了となります。

※いただいた個人情報は、本募集に関する目的以外には使用いたしません。

11 選考方法

オンライン環境によるプレゼン方式により採用試験を執り行います。

○面接会場 オンライン環境(Zoomを使用)

○面接日時 令和7年1月下旬予定

1月上旬を目途に面接に係る詳細情報を書面及び電子メールにて送付いたします。

12 その他

(1) 隊員のスキルアップのため、全国の隊員が集まる研修会等に参加できます。(経費については市が活動費の中から負担します。)

(2) 活動期間中に当市での「定住」「起業」等に関する支援を受けることができます。

(3) 活動期間において、任用期間満了後に花巻市へ定住するための活動として、協力隊に関連する副業を許可します。副業は所定の届け出を行ったうえで勤務時間外に行うものとします。

(4) 行政によるサポートだけでなく、花巻市地域おこし協力隊サポート業務の受託事業者からのサポートを受けることができます。

(5) 本要項に記載の諸条件は、募集開始時点におけるものであり、国の制度や関係法令等の改正などが行われた場合など、本要項の記載事項に変更が生じることがあります。

13 問い合わせ先

花巻市地域振興部定住推進課 〒025-8601 岩手県花巻市花城町 9-30

電話：0198-41-3516 E-mail：teiju@city.hanamaki.iwate.jp

《参考》地域おこし協力隊とは

○制度概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域^{※1}に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体

地方公共団体

○活動期間

概ね1年以上3年以下

○総務省の支援：

(1) 地域おこし協力隊員の活動に要する経費

隊員1人あたり520万円を上限とする。

(2) 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費

任期を開始して1年以上経過から任期終了後1年以内に起業する者1人あたりに対し、100万円を上限に補助する。

※1 条件不利地域とは

◆「条件不利地域」とは、次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とし、「都市地域」とは、これに該当しない市町村とする。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ②山村振興法 ③離島振興法 ④半島振興法

⑤奄美群島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法

◆「条件不利地域」のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村を「全部条件不利地域」と、全部条件不利地域以外の市町村を「一部条件不利地域」とする。

◆「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」とする。

地域おこし協力隊に関する詳細につきましては、総務省の地域おこし協力隊に関するサイトにてご確認ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html